

**県営土地改良事業(区画整理事業 西大田地区)における
事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準**

1 事業費及び事業費の負担区分の予定

(1) 県営事業費 1,257,000 千円(令和6年度単価・物価変動により将来変動することがある。)
(地方事務費¥62,850千円を除く)

(2) 負担区分の予定(単位：%)

国庫負担	県負担	町負担		地元負担	備考
		負担金	分担金	分担金	
55	20	5	5	15	R2～7年度 R8年度以降の農地 耕作条件改善事業
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
60.8	34.0	5.0	0.2	0.0	R8年度から農業構 造転換特別対策事 業へ乗換

2 土地改良法第91条の規定による町負担金等の納入方法

本事業の施行に係る地域の世羅郡世羅町は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第2項の規定により、広島県が法第3条に規定する資格を有する者に対する分担金の一部に代えて当該町にこれに相当する額として負担させる金額を広島県に対して負担し、法第91条第6項の規定により、広島県建設事業負担金条例（昭和36年条例第12号）による負担金を負担する。

3 土地改良法第91条の規定による地元分担金の納入方法

本事業の区域を地域とする世羅町西大田土地改良区は、法第91条第1項の規定により法第3条に規定する資格を有する者から徴収する分担金の一部に代えて、当該土地改良区からこれに相当する額として徴収する金銭を県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和45年条例第19号）に従い負担する。

4 地元負担の予定基準

世羅町西大田土地改良区は、定款の定めるところにより本事業の施行地域内の農用地につき、地積割を基準として賦課する。

5 特別徴収金

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者は、法第113条の3第3項の規定による工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度の到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。